

1 条例策定の基本的な考え方

地域の特性を活かしつつ、広域的な視点を踏まえながら、長期的な視点にたって総合的に地球温暖化対策を推進していく「地球温暖化対策のルール」として構築

様々な主体がそれぞれの役割と責任に応じて削減する(CO2かわさき)
市民、事業者、市がそれぞれの役割と責任に応じて、温室効果ガスを削減する取組を規定する。

自主的な取組を基本とした施策を推進する
温室効果ガスは多様な主体から排出されるものであることから、自主的な取組を促すことを基本とした対策を規定する。

全市的な推進体制を整備する(CO2かわさき)
市民、事業者、市が協働して地球温暖化対策に取り組む体制の整備など、全市的な推進体制について規定する。

具現化可能な取組を規定する
地球温暖化対策は喫緊の課題であることから、他施策との整合を取りつつ、具現化可能な取組を規定する。

長期的な視点をもちながら、地球規模で取り組む(CO2かわさき)
地球温暖化対策については、長期的な視点を踏まえることとあわせて、その影響が地域に限定されないことから、地球規模で取り組む方向性を盛り込む。その際、市内の事業者の活動が地球規模での温室効果ガスの削減に寄与していることを踏まえる。

川崎市の地域特性を踏まえる(CO2かわさき)
市域内の事業者は、優れた環境技術や省エネルギー技術を有していることから、こうした特性を踏まえながら、「環境」と「経済」の調和と好循環を推進する視点にたった地球温暖化対策を規定する(CO2削減モデルの理念を規定)。

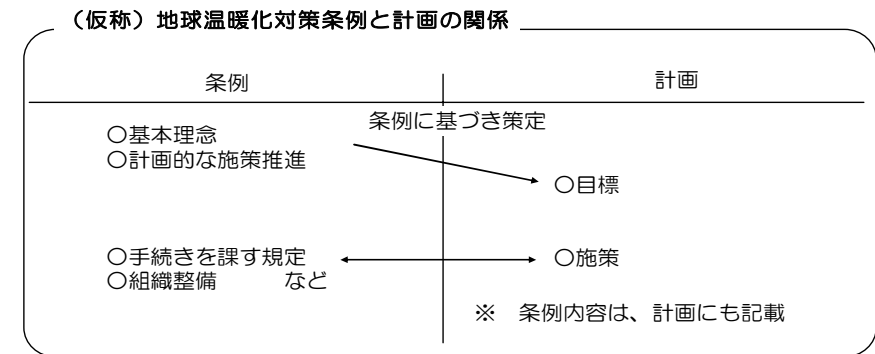
環境技術による国際貢献を推進する(CO2かわさき)
優れた環境技術を持つ世界的企業が集積する本市は、こうした企業の活動と連携し、地球規模の温暖化対策に貢献する取組について規定する。

他条例と連携し、総合的な地球温暖化対策条例に係る体系を構築する
先進的な環境の取組を行ってきており、温室効果ガスの削減に関連する施策が条例で規定されていることから、こうした条例とともに、総合的な地球温暖化対策に係る条例体系を構築する。

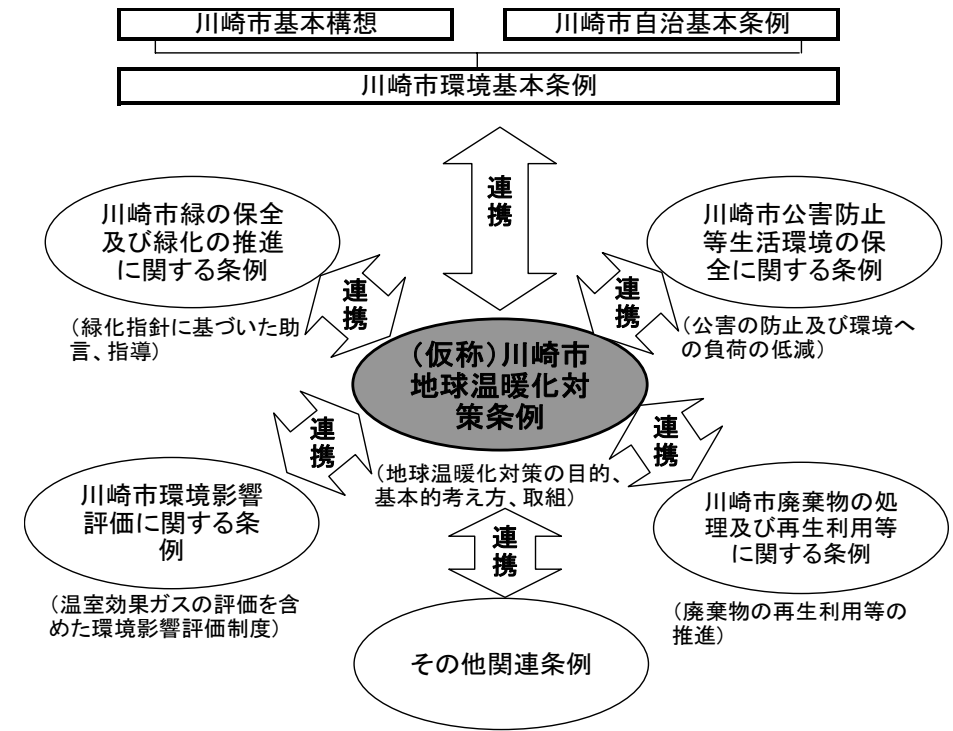
CO2かわさき3つの柱

- 川崎の特徴・強みを活かした環境対策の推進
- 環境技術による国際貢献の推進
- 多様な主体の協働によるCO2削減の取組の推進

2 (仮称)川崎市地球温暖化対策条例と計画の関係



3 他条例との関係



※川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における既存の取組
環境配慮書、環境負荷低減行動計画書、自動車環境情報説明制度、アイドリングストップの義務付け、建築物環境配慮制度(CASBEE)を規定
※平成21年2月19日付け川崎市環境審議会答申「窒素酸化物に係る大気環境対策について」の内容を踏まえ、これまでに実施してきた対策に加え、「環境に配慮した運搬制度(かわさきエコ運搬制度)」の創設等更なる対策の制度を検討中